

①件名
石巻市国民健康保険税の見直しについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】                  増大する医療費や少子高齢化による現役世代の負担増加などを背景として、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度から国民健康保険運営の都道府県単位化が実施されることとなった。</p> <p>【目的】                  都道府県単位化に伴う県内統一基準により国保事業費納付金の算定が行われ、また、保険税算定方式が資産割を除いた3方式へ統一されることとなったため、保険税の見直しを行うもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】                  石巻市国民健康保険税条例（平成17年4月1日条例第59号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】                  第4章 安心して健やかに暮らせるまち                  第1節 お互いに支え合い生活できる仕組みを構築する                  3 国民健康保険事業の安定運営と高齢者の医療保険制度の円滑な実施を図る</p> <p>【個別計画との整合性】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成29年 2月 宮城県 国保事業費納付金試算                  7月 石巻市国民健康保険運営協議会に国民健康保険税の見直しについて諮問                  8月 第1回石巻市国民健康保険運営協議会                  9月 平成29年第11回庁議 都道府県単位化経過説明                  10月 宮城県 国保事業費納付金試算                  第2回石巻市国民健康保険運営協議会                  12月 宮城県 国保事業費納付金仮算定                  第3回石巻市国民健康保険運営協議会                  平成30年 1月 第4回石巻市国民健康保険運営協議会                  石巻市国民健康保険運営協議会から国民健康保険税の見直しについて答申</p>
⑤主な内容
<p>《国民健康保険税の見直し》                  県から1月に示される国保事業費納付金及び標準保険税率を参考に、保険税の見直しを行う予定としていたが、2月に公表されることとなったため昨年12月に示された仮算定を基に試算を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定方式 4方式 ⇒ 平成30年度から「資産割」を廃止し3方式</li> <li>・緩和措置 「所得割」「均等割」「平等割」の一部に国保財政調整基金を活用し緩和措置を講じる。</li> <li>・緩和措置期間 県の保険税激変緩和措置の終期に合わせ平成35年度までとする。                  国保事業費納付金の額や保険税率の統一時期、財政調整基金の状況を踏まえ適宜見直す。</li> <li>・今後の税率改正 制度移行に伴う影響を確認するため移行当初は2年を目途とするが、大幅な状況等の変化があれば見直す。</li> </ul>

《平成30年度国民健康保険税率》(緩和措置後)

	区分	医療分	支援金分	介護分	合計
現行	所得割	8.20%	2.10%	1.40%	11.70%
	資産割	29.00%	7.00%	6.40%	42.40%
	均等割	24,000円	4,800円	8,400円	37,200円
	平等割	25,800円	5,400円	6,000円	37,200円
改正案	所得割	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%
	資産割	—	—	—	—
	均等割	23,500円	5,300円	8,400円	37,200円
	平等割	25,700円	5,500円	6,000円	37,200円
差引	所得割	▲1.20%	0.30%	0.60%	▲0.30%
	資産割	▲29.00%	▲7.00%	▲6.40%	▲42.40%
	均等割	▲500円	500円	0円	0円
	平等割	▲100円	100円	0円	0円

《1人当たり保険税額》

	医療分	支援金分	医療分 +支援金分	介護分	合計
現行	72,700円	18,000円	90,700円	20,700円	97,500円
都道府県単位化【緩和前】	62,300円	21,400円	83,700円	30,200円	93,700円
現行との差額	▲10,400円	3,400円	▲7,000円	9,500円	▲3,800円
緩和措置額	0円	▲3,000円	▲3,000円	▲7,000円	▲5,300円
H30年度【緩和後】	62,300円	18,400円	80,700円	23,200円	88,400円

※合計欄は保険税総額を被保険者総数で除した金額である。

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【被保険者への影響】

- ・都道府県単位化により1人当たりの保険税額は平均で3,800円引き下がるものの、資産割を有しない世帯は負担が増すことから、緩和措置を講じることにより影響を最小限とする。

【市財政への負担】

- ・国保財政調整基金残高見通し(平成32年度まで保険税率を同一として試算)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
当初基金残額		13.4億円	11.6億円	9.4億円
緩和措置額		1.8億円	2.2億円	2.2億円
年度末基金残高	13.4億円	11.6億円	9.4億円	7.2億円

※医療費等の自然増分及び被保険者数の減少分を考慮して算出

⑦他の自治体の政策との比較検討

全市町村において、国保運営の都道府県単位化が実施される。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市国民健康保険税条例」の一部改正を提案  
(平成30年4月1日施行予定)

⑨その他